

# 愛媛県鳥獣保護区等位置図

(令和5年度)

1 : 160,000


## 鳥獣行政を取り扱っている愛媛県の機関

機関名	所在地	電話
県民環境部環境局 (自然保護課)	松山市一番町四丁目4番地2	(089)912-2365(直)
東予地方局 (森林課)	西条市内原町池田1611番地	(089)68-7438(直)
東予地方局 (森林課)	西条市中条三島町四丁目6番55号	(089)23-2393(直)
中予地方局 (森林課)	今治市旭町一丁目4番地9	(089)25-2193(直)
中予地方局 (森林課)	松山市北持田町132番地	(089)909-8767(直)
南予地方局八幡浜支局 (森林課)	上野久保久万原町久万571番地1	(089)221-1265(直)
南予地方局八幡浜支局 (森林課)	八幡浜市北浜一丁目3番37号	(089)422-2031(直)
南予地方局八幡浜支局 (森林課)	大洲市田中甲425番地1	(089)324-4131(直)
南予地方局 (森林課)	宇和島市天神町7番1号	(089)522-3163(直)
南予地方局 (森林課)	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	(089)572-0931(直)

凡 例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	鳥獣保護区特別保護指定区域
	特定猟具使用禁止区域(銃)
	指定猟法禁止区域(鉛製銃弾の使用)
	自然公園
	特別保護地区
	国有林

## 国有林に関する問い合わせ先

機関名	所在地	電話
愛媛県森林管理署	松山市朝美二丁目6番32号	(089)924-0550(直)



## 狩猟の徳義

- 1 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
- 2 獲物により生息環境を与えらるること。
- 3 獲物の数を誇るような風習をやめよう。
- 4 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
- 5 わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、直ちに放してやること。
- 6 半矢にした場合は追跡して回収すること。  
(保護区に逃げ込んだ場合はこの限りでない。)
- 7 先着の狩猟者の先回りをしないようにすること。
- 8 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
- 9 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
- 10 農耕地や幼齢造林地に踏みこんで、所有者に被害を与えないようにすること。
- 11 保護区を大切にすること。
- 12 山火事を起こさないように注意すること。
- 13 銃撃を手にしたとき、及び銃を手から離すときは、必ず装てんの有無を確認すること。
- 14 発射の必要が起きる直前まで、装てんしないこと。
- 15 危険な銃の扱い方をしている人には、誰であっても注意し、注意を受けたら直ちに改めること。
- 16 この地図は保護区等の概略位置を示したものであるため、図面で保護区等の区域が明確に判別できないときは、地元の狩猟者が狩猟関係の職員にたずねて、誤りのないようにすること。
- 17 みかん園等作物のある土地での狩猟には、土地所有者等の承諾を得ること。
- 18 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に森林管理署へ入林届を提出すること。

## 狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の制限羽(頭)数
カモ類	合計して 5羽以内
エゾライチョウ	2羽以内
ヤマドリ及びキジ	合計して 2羽以内
コジユクエ	5羽以内
ヤマシジギ及びタシギ	合計して 5羽以内
キジバト	10羽以内

## 狩猟鳥獣の種類及び狩猟期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟期間
カワウ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ ヒドリガモ オナガガモ ハシロガモ ホシハシロ キンクロハシロ スズガモ クロガモ エゾライチョウ ヤマドリ(コシロヤマドリを除く)	毎年11月15日から翌年2月15日まで
キジ コジユクエ ヤマシジギ タシギ キジバト ヒヨドリ ニュウナイスズメ スズメ ムクドリ ミヤマガラス ハシロガラス ハシブトガラス	ただし、イシシ及びニホンシカについては毎年11月1日から翌年3月15日まで

## 愛媛県(松山)における日の出、日の入り時刻(令和5年度)

	11月1日	11月15日	12月15日	1月15日	2月15日	3月15日
日の出	6:27	6:40	7:06	7:14	6:54	6:19
日の入り	17:17	17:06	17:02	17:02	17:52	18:17

(注) 上記の時刻は地域によって多少のずれがあります。